

## ふじみ野市保育所入所基準点数表(R4年～使用)

※毎年選考状況に応じて、選考点数の基準、内容が変更しますので、ご注意ください。

基準	区分	番号	概要	父	母	基準	区分	番号	概要	父	母				
① 居宅外労働	外勤・ 自営中心者 (生計中心者・ 扶養に入らない 人のみ該当)	1	1日7.5h以上	10	10	⑥ 家庭の災害	36	家屋損傷・その他の災害復旧	10	10					
		2	1日7h以上7.5h未満	9	9		⑦ 就労その他	37	基準以下の就労	2	2				
		3	1日6h以上7h未満	8	8			⑧ 内定・ 求職	内定 ※派遣等で勤務地未定の場合も含む ※居宅内の場合(41～45「-1点」)	38	1日7.5h以上	43	居宅内は△1点 7 7 6 6 5 5 4 4 3 3	8	8
		4	1日5h以上6h未満	7	7					39	1日7h以上7.5h未満	44		7	7
		5	1日4h以上5h未満	6	6					40	1日6h以上7h未満	45		6	6
	自営協力者 (生計中心者以外)	6	1日7.5h以上	9	9					41	1日5h以上6h未満	46		5	5
		7	1日7h以上7.5h未満	8	8					42	1日4h以上5h未満	47		4	4
		8	1日6h以上7h未満	7	7			48	内職(4時間以上)		1	1			
		9	1日5h以上6h未満	6	6			49	未定(4時間以上)		0	0			
		10	1日4h以上5h未満	5	5			⑨ その他	50～54	就学・就労のための技能習得(居宅外労働1から5に準ずる)→番号を手書き					
② 居宅内労働	農業・ 自営中心者 (生計中心者・ 扶養に入らない 人のみ該当)	11	1日7.5h以上	9	9	↓ 調整点 ↓									
		12	1日7h以上7.5h未満	8	8	家庭の事情 ※1・2・3の重複なし(転所選考では加点しない)	1		ひとり親家庭(生活保護世帯は除く)	13					
		13	1日6h以上7h未満	7	7		2		同上のひとり親家庭であるが、同居の親族に生計中心者がある場合	11					
		14	1日5h以上6h未満	6	6		3		生活保護世帯	3					
		15	1日4h以上5h未満	5	5		4		各関係機関・部署での総合的な状況で判断する要支援世帯(児童虐待等)	8					
	農業・ 自営協力者 (生計中心者以外)	16	1日7.5h以上	8	8	就労日数 勤務態様等 (父:5～8) (母:10～13)	5		10 週5日以上	0	0				
		17	1日7h以上7.5h未満	7	7		6		11 週4日	-1	-1				
		18	1日6h以上7h未満	6	6		7		12 週3日	-2	-2				
		19	1日5h以上6h未満	5	5		8		13 週3日未満	-4	-4				
		20	1日4h以上5h未満	4	4		④ 親の出産・療養等	申込児童の状況 ※18は転所選考で加点しない	保育	14	市内の地域型保育・事業所内保育施設や2歳児までの認可施設を卒園する場合	3			
内職	21	1日4h以上	2	2	他の未就学児 ※19は申込児童・兄弟(既入所児・卒所児)を含む ※20・21は、転所選考では加点しない	祖父母等				15	就労等で市外認可保育施設または、認可外保育施設等の保育施設へ保育委託あり	2			
	22	死亡・離別・行方不明・拘禁・未婚	10	10						障害	16	居宅外への就労同伴(実家、親族宅会社は除く)	1		
	23	産前6週・産後8週を含む暦月内(4か月以内)	-	10		17			60歳未満(保育不可証明書無し・他児保育中除く)		-4				
	24	概ね1か月以上	10	10		18			手帳・診断書あり(申請中含む)		1				
	居宅内療養	25	常時病臥	10		10		19	申込み時点で保育料の滞納がある	-3					
26		精神性・感染性・長期療養を要する疾病	10	10	20	既入所兄弟姉妹あり(市内認可)		1							
27		1か月以上安静を要する疾病	9	9	21	既入所兄弟姉妹2人以上入所(市内認可)		2							
28		1か月以上の疾病で週3日以上通院を要する	8	8	22	親族への保育委託あり(申込がない場合)		-2							
心身障害		29	1級・2級・ <b>(A)</b> A・B	12	12	23		自宅で保育(入所申込なし)	-5						
	30	3級・4級・C	10	10	⑤ 介親族の看護	兄弟転所	24	別々の市内認可園入所中	40						
	31	5級以下	6	6			父母の職業 (転所含む)	25	保育士資格証があり、認可保育施設(一時保育、病児保育含む)で保育士として月20日以上、1日6時間以上の就労証明書がある(内定も含む)	1	1				
入院	32	1か月以上の入院で週3日以上付添が常態	8	8				※総合点数が同点の場合は、通勤距離、世帯の経済状況等総合的に判断する。 ※生計中心者とは収入の多い方です。							
	33	重度心身障害者の介護が常態	10	10											
	34	1か月以上の療養で週3日以上通院付添	6	6											
35	一般療養	5	5												